

4 法人税

統計表を見るに当たって

この章は、平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法 人 税 課 税 状 況	法 人 会 社 本 標 等	内 国 普 通 法 人		外 国 法 人
		活動中の次の法人	休業中の会社等	
	株式会社			人格のない社団等
	合名会社			協 同 組 合 等
	合資会社	特殊な法人		
	有限会社	日本銀行		
	協業会社	理化学研究所		
	相 互 会 社	証券・商品取引所		
	医 療 法 人	日本原子力研究所		
	企 業 组 合			

用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲

- 内国法人……
国内に本店又は主たる事業所を有する法人
- 公共法人……法人税法別表第1に該当する法人=法人税の納稅義務を有しない。(例:国民生活金融公庫・住宅金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協会)
 - 公益法人等……法人税法別表第2に該当する法人=その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。(例:小型自動車競走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工会議所・農業共済組合・特定非営利活動法人《N P O 法人》)
 - 協同組合等……法人税法別表第3に該当する法人=課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。(例:農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・信用金庫・森林組合)
 - 人格のない
社団等……法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの=収益事業から生じた所得についてのみ課税される。
 - 普通法人……上記以外の法人=課税の範囲について特例はない。
- 外国法人……内国法人以外の法人=日本国内に源泉のある所得について課税される。
- 2 事業年度……法人の決算期間をいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)する法人と、年2回決算(決算期間6か月)する法人がある。
- 3 資本金……事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。

法 人 稅 の 税 率

(平成11年4月1日以後開始事業年度)

1 各事業年度の所得	
(1) 協同組合等・公益法人	
所得金額の・・・・・	22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額・・・・・	26%)
(2) 普通法人等	
所得金額の・・・・・	30%
(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分・・・	22%)
2 清算所得	
(1) 協同組合等	
清算所得金額の・・・・・	20.5%
(2) 普通法人等	
清算所得金額の・・・・・	27.1%
3 同族会社の留保金	
各事業年度の留保所得金額から、①資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、②所得等の金額の35%相当額、③年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額	
年3,000万円以下の金額の・・・・・	10%
年3,000万円を超える1億円以下の金額の・・・・・	15%
年1億円を超える金額の・・・・・	20%